

下水道・農業集落排水使用料

(1か月につき、税込、単位:円)

区 分	汚 水 量	単価
基本使用料	10m ³ まで	1,188
従量使用料 (1m ³ につき)	11～ 20m ³ まで	149
	21～ 50m ³ まで	155
	51～ 100m ³ まで	162
	101～1000m ³ まで	169
	1001m ³ を超える分	176
臨時	従量使用料	207

※基本使用料、従量使用料とも算定期間は前々月の検針日から前月の検針日までの期間となります。

下水道・農業集落排水使用料の計算例

毎月の汚水量(水道使用水量)を基に以下の式で計算します。

基本使用料 + 従量使用料

基本使用料は、その月の汚水量と関係なく加算される使用料で、

1か月につき0～10m³まで一律に 1,188円 となります。

従量使用料は、

1か月の汚水量×階層毎の単価の総和 となります。

以下の計算例はすべて、1か月あたりの税込み金額です。

【計算例1】

①8m³／月使用の場合

0～10m³までは1,188円なので 1,188円

②23m³／月使用の場合

10m³まで 1,188円

11～20m³ 10m³×149円＝ 1,490円

21～23m³ 3m³×155円＝ 465円

計 3,143円

【計算例2 井戸のみ使用】

井戸などの自家水の場合 人数×4m³ で計算されます。

③使用人数2人の場合

4m³／人×2人＝8m³となるので

10m³まで 1,188円

④使用人数5人の場合

4m³／人×5人＝20m³となるので

10m³まで 1,188円

11～20m³ 10m³×149円＝ 1,490円

計 2,678円

【計算例3 水道と井戸を併用して使用】

水道と井戸等を併用している場合

人数×2m³＋水道使用水量 で計算されます。

⑤水道使用水量5m³、使用人数2人の場合

2m³／人×2人＋5m³＝9m³となるので

10m³まで

1,188円

⑥水道使用水量12m³、使用人数5人の場合

2m³／人×5人＋12m³＝22m³となるので

10m³まで

1,188円

11～20m³

10m³×149円＝

1,490円

21～23m³

2m³×155円＝

310円

2,988円

※下水道・農業集落排水使用料には、家庭用、営業用などの区別はありません。